

保佐・補助 ハンドブック

このハンドブックは、
「成年後見ハンドブック」と一体になっています。
保佐人、補助人に選任された方は、
このハンドブックを読んでから、
「成年後見ハンドブック」を読んで
実際の事務を行ってください。

奈良家庭裁判所

はじめに

本人の財産につき、包括的な管理権及び代理権を有する成年後見人とは異なり、保佐人及び補助人に選任された方は、その**権限の範囲に制限**があります。

このハンドブックでは、保佐人や補助人に選任された方が有する同意権、取消権、代理権といった権限について、基本的な事項を説明します。

保佐人や補助人に選任された方が有する同意権、取消権、代理権の具体的な内容については、**審判書謄本**に記載されていますので、保佐事務もしくは補助事務を行う際には改めてご確認ください。

また、保佐人や補助人に選任された方につき、**財産管理に関する事項について代理権が付与されている場合**には、財産管理に関する事項について**成年後見人と同様の責務を担います**。従って、保佐人や補助人に選任された方は、『成年後見ハンドブック』をよくご覧いただき、実際の事務を行ってください。

奈良家庭裁判所

〒630-8213 奈良市登大路町35番地

電話 0742-88-6513（直通）

—6514（直通）

FAX 0742-27-2783

目 次

第 1 保佐人の仕事について	1
1 民法 13 条 1 項に定められた法律行為についての同意	
2 1 以外で家庭裁判所が定めた法律行為についての同意	
3 1 及び 2 の法律行為についての取消, 追認	
4 家庭裁判所が定めた法律行為についての代理	
5 同意権, 代理権の追加, 取消	
6 財産の変動の把握	
7 精神保健福祉法上の「家族等」としての仕事	
第 2 補助人の仕事について	5
1 民法 13 条 1 項のうち, 家庭裁判所が定めた法律行為についての同意	
2 1 の法律行為についての取消, 追認	
3 家庭裁判所が定めた法律行為についての代理	
4 同意権, 代理権の追加, 取消	
5 財産の変動の把握	

第1 保佐人の仕事について

保佐人は、被保佐人（保佐開始の審判を受けた人）が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消したり、また、被保佐人に代わって、被保佐人の身の上や財産に関する契約等の法律行為をして、被保佐人を保護し、その権利を守る立場の人です。

保佐人は、被保佐人の意思を尊重し、被保佐人の心身の状態及び生活状況に配慮して職務を行います。

保佐人の仕事としては、被保佐人の財産や身の上に関する法律行為についての同意権、取消権、代理権を行使するということがあります。

保佐人は、被保佐人の財産の状況、生活の在り方、収支の状況を十分考慮し、その必要度、有益度を検討して、被保佐人の利益となるようこれらの権限を行使する必要があります。

- 同意権** . . . 被保佐人が特定の法律行為をするには、あらかじめ保佐人の同意を得る必要があります。
- 取消権** . . . 被保佐人が保佐人の同意（または、同意に代わる家庭裁判所の許可）を得ずに特定の法律行為をした場合、保佐人はその法律行為を取り消すことができます。
- 代理権** . . . 保佐人は、被保佐人に代わって、特定の法律行為を行うことができます。保佐人が代理できる法律行為の範囲は、申立てにより、家庭裁判所が審判で定めることとなります。

1 民法13条1項に定められた法律行為についての同意

被保佐人が、民法13条1項に定められた行為を行うには、保佐人の同意を得る

必要があります。保佐人は、被保佐人の意思を尊重し、その心身の状態や生活状況に配慮して、同意を与えるか否かの判断をします。

民法 13条 1項に定められた法律行為とは・・・

- 1 貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したり預けたりすること
- 2 お金を借りたり、他人の保証人になること
- 3 家や高価な財産を売ったり、貸したり、担保をつけたりすること
- 4 訴訟の提起もしくはその取り下げをすること
- 5 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること
- 6 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- 7 贈与や遺贈（遺言で財産を贈られること）を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- 8 新築、改築、増築、大きな修繕の契約をすること
- 9 宅地につき5年、建物につき3年、動産につき半年を超える期間に渡って貸す契約をすること

なお、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、保佐人の同意を要しないものとされています（民法13条1項ただし書）。

2 1以外で家庭裁判所が定めた法律行為についての同意

被保佐人は、民法13条1項に定められた上記の行為以外でも、家庭裁判所が審判で特に定めた行為を行う場合には、保佐人の同意を得る必要があります。

家庭裁判所が、保佐人に特別な同意権を認めている場合は、**審判書謄本の同意行為目録**に書かれていますので、よく確認してください。

保佐人の同意に代わる家庭裁判所の許可（民法13条3項）

保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないのに同意しないときは、被保佐人の申立てにより、家庭裁判所は、保佐人の同意に代わる許可を与えることができます。

3 1及び2の法律行為についての取消，追認

上記1及び2で挙げた保佐人の同意が必要な法律行為に関し、被保佐人が、保佐人の同意を得ずに契約等を行ってしまうことがあります。このような場合、保佐人は、その行為が被保佐人に不利益であればこれを取り消し、そうでなければ追認する（後から有効であると認める）ことができます。

4 家庭裁判所が定めた法律行為についての代理

ある特定の行為について、保佐人に代理権を与えてほしいという申立てがなされ、被保佐人がそのことに同意している場合、家庭裁判所は、保佐人に代理権を与える旨の審判をすることがあります。その場合、保佐人は、審判で定められた一定の行為について、被保佐人に代わって法律行為を行うことができます。

家庭裁判所が、保佐人に代理権を認めている場合は、**審判書謄本の代理行為目録**に書かれていますので、よく確認してください。

5 同意権，代理権の追加，取消

保佐の事務を行う中で、新たな事柄について更なる同意権や代理権が必要となることがあります。また、既に保佐人に付与された同意権や代理権についても、これらの権限を行使した後は行使する必要がなくなることがあります。

このような場合は、同意権や代理権の追加もしくは取消の申立てをすることができます。ただし、**代理権の付与**については、被保佐人自身が申立てをした場合

以外は、被保佐人の同意がないと認められません。

6 財産の変動の把握

上記の同意権、取消権、代理権を行使した結果、被保佐人の財産に変動があれば、保佐人はその明細を把握しておく必要があります。契約書や領収書等の資料を保管し、収支についても記録しておいてください。

こうした財産の変動についてご報告いただく際に、財産目録等をご提出いただくこともあります。その記入要領については、『成年後見ハンドブック』をご覧ください。

7 精神保健福祉法上の「家族等」としての仕事

保佐人は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された「家族等」にあたり、同法上の権限及び義務（例えば、医療保護入院の同意権など）が発生します。

※ **財産管理に関する事項について代理権が付与されている場合の保佐人は、財産管理に関する事項について成年後見人と同様の責務を担います。**

保佐人が実際の事務を行うにあたっては、『成年後見ハンドブック』をご覧ください。

『成年後見ハンドブック』の本文2頁以降の内容につき、成年後見と保佐でほとんど変わる箇所はありません。（ただし、後見制度支援信託または後見制度支援預金（成年後見ハンドブック5頁）については、保佐手続においては利用することができません。）

なお、『成年後見ハンドブック』をご覧になる際は、

「成年後見人→保佐人」、

「成年被後見人→被保佐人」,
「成年後見監督人（成年後見ハンドブック 6 頁）→保佐監督人」,
「特別代理人（成年後見ハンドブック 15 頁）→臨時保佐人」
と読み替えてください。

第2 補助人の仕事について

補助人は、被補助人（補助開始の審判を受けた人）に代わって、被補助人の身の上や財産に関する契約等の法律行為をしたり、被補助人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すなどして、被補助人を保護し、その権利を守る立場の人です。

補助人は、被補助人の意思を尊重し、被補助人の心身の状態及び生活状況に配慮して職務を行います。

補助人の仕事としては、被補助人の財産や身の上に関する法律行為についての同意権、取消権、代理権を行使するということがあります。

補助人は、被補助人の財産の状況、生活の在り方、収支の状況を十分考慮し、その必要度、有益度を検討して、被補助人の利益となるようこれらの権限を行使する必要があります。

同意権 . . .	被補助人が特定の法律行為をするには、あらかじめ補助人の同意を得る必要があります。
取消権 . . .	被補助人が補助人の同意（または、同意に代わる家庭裁判所の許可）を得ずに特定の法律行為をした場合、補助人はその法律行為を取り消すことができます。
代理権 . . .	補助人は、被補助人に代わって、特定の法律行為を行うことができます。補助人が代理できる法律行為の範囲は、申立てにより、家庭裁判所が審判で定めることとなります。

1 民法13条1項のうち、家庭裁判所が定めた法律行為についての同意

被補助人は、民法13条1項に定められた行為のうち、申立てにより家庭裁判

所が審判で特に定めた行為を行うにあたっては、補助人の同意を得る必要があります。補助人は、被補助人の意思を尊重し、その心身の状態や生活状況に配慮して、同意を与えるか否かの判断をします。

家庭裁判所が審判で定めた同意権の内容は、審判書謄本の同意行為目録に書かれていますので、よく確認してください。

民法13条1項に定められた法律行為とは・・・

- 1 貸した土地，建物，お金を返してもらったり，これらを他人に貸したり預けたりすること
- 2 お金を借りたり，他人の保証人になること
- 3 家や高価な財産を売ったり，貸したり，担保をつけたりすること
- 4 訴訟の提起もしくはその取り下げをすること
- 5 贈与，和解をしたり，仲裁契約をすること
- 6 相続を承認，放棄したり，遺産分割をすること
- 7 贈与や遺贈（遺言で財産を贈られること）を断ったり，何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- 8 新築，改築，増築，大きな修繕の契約をすること
- 9 宅地につき5年，建物につき3年，動産につき半年を超える期間に渡って貸す契約をすること

補助人の同意に代わる家庭裁判所の許可（民法17条3項）

補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないのに同意しないときは、被補助人の申立てにより、家庭裁判所は、補助人の同意に代わる許可を与えることができます。

2 1の法律行為についての取消，追認

上記1の補助人の同意が必要と定められた法律行為に関し，被補助人が，補助人の同意を得ずに契約等を行ってしまうことがあります。このような場合，補助人は，その行為が被補助人に不利益であればこれを取り消し，そうでなければ追認する（後から有効であると認める）ことができます。

3 家庭裁判所が定めた法律行為についての代理

ある特定の行為について，補助人に代理権を与えてほしいという申立てがなされ，被補助人がそのことに同意している場合，家庭裁判所は，補助人に代理権を与える旨の審判をすることがあります。その場合，補助人は，審判で定められた一定の行為について，被補助人に代わって法律行為を行うことができます。

家庭裁判所が，補助人に代理権を認めている場合は，**審判書謄本の代理行為目録**に書かれていますので，よく確認してください。

4 同意権，代理権の追加，取消

補助の事務を行う中で，新たな事柄について更なる同意権や代理権が必要となることがあります。また，既に補助人に付与された同意権や代理権についても，これらの権限を行使した後は行使する必要がなくなることがあります。

このような場合は，同意権や代理権の追加もしくは取消の申立てをすることができます。ただし，**同意権や代理権の追加**については，被補助人自身が申立てをした場合以外は，**被補助人の同意がないと認められません**。

5 財産の変動の把握

上記の同意権，取消権，代理権を行使した結果，被補助人の財産に変動があれば，補助人はその明細を把握しておく必要があります。契約書や領収書等の資料を保管し，収支についても記録しておいてください。

こうした財産の変動についてご報告いただく際に、財産目録等をご提出いただくこともあります。その記入要領については、『成年後見ハンドブック』をご覧ください。

※ 財産管理に関する事項について代理権が付与されている場合の補助人は、財産管理に関する事項について成年後見人と同様の責務を担います。

補助人が実際の事務を行うにあたっては、『成年後見ハンドブック』をご覧ください。

『成年後見ハンドブック』の本文2頁以降の内容につき、成年後見と補助でほとんど変わる箇所はありません。（ただし、後見制度支援信託または後見制度支援預金（成年後見ハンドブック5頁）については、補助手続においては利用することができません。）

なお、『成年後見ハンドブック』をご覧になる際は、

「成年後見人→補助人」、

「成年被後見人→被補助人」、

「成年後見監督人（成年後見ハンドブック6頁）→補助監督人」、

「特別代理人（成年後見ハンドブック15頁）→臨時補助人」

と読み替えてください。